（保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件の一部改正）

第二条　保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件（平成八年大蔵省告示第五十号）の一部を次のように改正する。

別表第六を次のように改める。

別表第六

（生命保険会社の場合）

予定利率の区分	リスク係数
0.0%以下の部分	0.0
0.0%を超え、1.5%以下の部分	0.01
1.5%を超え、2.0%以下の部分	0.2
2.0%を超え、2.5%以下の部分	0.8
2.5%を超える部分	1.0

（損害保険会社の場合）

予定利率の区分	リスク係数
0.0%以下の部分	0.0
0.0%を超え、1.0%以下の部分	0.09
1.0%を超え、2.0%以下の部分	0.3
2.0%を超え、3.0%以下の部分	0.6
3.0%を超え、6.0%以下の部分	0.8
6.0%を超える部分	0.9

（保険会社及びその子会社等の資本金、基金、準備金及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件の一部改正）

第三条　保険会社及びその子会社等の資本金、基金、準備金及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件（平成二十三年金融庁告示第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第十を次のように改める。

別表第十

（生命保険契約の場合）

予定利率の区分	リスク係数
0.0%以下の部分	0.0
0.0%を超え、1.5%以下の部分	0.01
1.5%を超え、2.0%以下の部分	0.2
2.0%を超え、2.5%以下の部分	0.8
2.5%を超える部分	1.0

備考

連結子法人等である少額短期保険業者が有する保険契約に係るものを除く。

（損害保険契約の場合）

予定利率の区分	リスク係数
0.0%以下の部分	0.0
0.0%を超え、1.0%以下の部分	0.09
1.0%を超え、2.0%以下の部分	0.3
2.0%を超え、3.0%以下の部分	0.6
3.0%を超え、6.0%以下の部分	0.8
6.0%を超える部分	0.9

備考

連結子法人等である少額短期保険業者が有する保険契約に係るものを除く。

○中央選挙管理会告示第二十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第八十条第一項の規定に基づき、平成二十八年七月十日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における選挙長及びその職務代理者を次のとおり選任したので、同令第八十一条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年六月二十二日

中央選挙管理会委員長　神崎　浩昭

	住所	氏名
選挙長	東京都足立区六月二―五―一七　パープルタウン竹の塚三〇七号	神崎　浩昭
選挙長の職務代理者	東京都新宿区大久保三―三―一一一一	大泉　淳一

○中央選挙管理会告示第二十二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十六条の規定に基づき、平成二十八年七月十日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額を次のとおり告示する。

平成二十八年六月二十二日

中央選挙管理会委員長　神崎　浩昭

候補者一人につき　五千二百万円

○中央選挙管理会告示第二十三号

平成二十八年七月十日執行の参議院比例代表選出議員の選挙について、政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年自治省告示第百六十五号）第十四条第一項の規定に基づく各参議院名簿届出政党等の政見放送の日時を定めるくじを、次のとおり行う。

平成二十八年六月二十二日

中央選挙管理会委員長　神崎　浩昭

日時　平成二十八年六月二十二日　午後八時

場所　東京都千代田区霞が関二丁目一番二号

中央合同庁舎第二号館地下二階　総務省講堂